

令和2年第6回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和2年11月24日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第20号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 4 承認第21号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算
の専決処分の承認について
- 第 5 議案第55号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町
特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第 6 議案第56号 損害賠償の額を定めることについて

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君

- 1 1 番 酒 井 和 美 君
- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
- 1 3 番 朝 井 征 一 郎 君
- 1 4 番 奥 野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	山 口 真 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	平 林 竜 一 君
財 政 課	長	川 上 昇 司 君
総 合 政 策 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課	長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	森 近 秀 之 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課	長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所	長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課	長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課	長	清 水 和 仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る11月12日、町長より令和2年第6回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和2年第6回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番、酒井秀和君、13番、朝井君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） 令和2年第6回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

立冬を過ぎ、朝夕の冷え込みと風に舞う落ち葉が、冬の訪れを感じさせる季節となりました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

本臨時会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

冬を間近に控え、全国で新型コロナウイルスの感染が再拡大しています。感染者は大都市を中心に増加しており、福井県においては、県内の感染状況を踏まえ、福井県感染拡大注意報が26日まで延長されるなど警戒感を強めているところですが、コロナ禍にあって地域経済との両立が求められる中、本町では200店舗の事業者が新型コロナ感染防止対策に取り組む安全宣言を実践しており、安心して店舗を利用できる環境に努めていただいているところです。

また、寒さが増し乾燥する冬は、ウイルス感染の危険が高く、換気不足の室内で密に過ごしがちになることから、感染者がいつ急増してもおかしくない状況となっております。

町といたしましても、手洗いやマスクの着用、定期的な換気など、県民行動指針に基づく感染防止対策の再徹底を呼びかけ、引き続き感染防止対策に努めてまいります。

さて、2023年春としていた北陸新幹線—敦賀間の開業が1年半遅れる見通しとなりました。

本町ではこれまで、県、大本山永平寺と連携して門前町並み整備、観光案内所整備をはじめ、えい坊館や道の駅禅の里など、観光や情報発信となる施設を整備し、北陸新幹線敦賀延伸と中部縦貫自動車道県内全線開通に伴う好循環に向けて計画的に事業展開を図ってまいりました。

本町は沿線自治体ではありませんが、今回の開業遅れにより、本来見込めるはずの観光客の入り込み数が見込めないことから、観光関連への影響や町内での消費額の伸びが見込めず、それに伴い税収の伸び代も期待できないなどの影響が想定されるところです。町としましては、今後の動向を注視しながら町内への影響の兆候を的確に捉えるよう、関係機関とも連携しながら情報収集に努めたいと考えております。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和２年度永平寺町一般会計補正予算（第１４号）の専決処分の承認につきましては、町立在宅訪問診療所特別会計への繰出金及び御陵幼稚園及び志比南幼稚園の天井の改修工事費の増額を１１月２日に専決処分させていただいたものでございます。

令和２年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、感染症対策検査体制を強化するための施設整備工事費の増額を１１月２日に専決処分させていただいたものでございます。

また、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告を受け、関係法律案が閣議決定されましたので、一般職及び特別職の期末手当の額につきまして所要の改正を行うものでございます。

また、損害賠償の額を定めることにつきましては、物損事故における損害賠償の額を定めるものでございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本臨時会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げますが、今後ともさらなる町勢発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第３ 承認第２０号 令和２年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第４ 承認第２１号 令和２年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第３、承認第２０号、令和２年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第４、承認第２１号、令和２年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第２０号、令和２年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第２１号、令和２年

度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第20号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、永平寺町立在宅訪問診療所特別会計への繰出金43万1,000円及び御陵幼稚園及び志比南幼稚園の天井の改修が早急に必要となりましたので、その工事費627万円を合わせて670万円を増額したものでございます。歳入におきましては、全額、財政調整基金を充当しております。

なお、この補正予算は、令和2年11月2日に専決させていただいたものでございます。

次に、承認第21号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、感染症対策検査体制を強化するため、施設整備工事費としまして143万円を増額したものでございます。歳入におきましては、一般会計から繰入金43万円と国庫補助金100万円を充当しております。

なお、この補正予算は、令和2年11月2日に専決させていただいたものでございます。

以上、承認第20号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第21号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 承認第20号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第21号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第20号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万を追加し、歳入歳出予算の総額を109億3,733万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入

歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

上段の款3民生費、目4児童福祉施設費627万円は、御陵幼児園及び志比南幼児園の天井つり具の補強のための改修工事費でございます。

下段の款4衛生費、目、保健衛生総務費43万円は、町立在宅訪問診療所特別会計への繰出金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

この財源につきましては、財政調整基金670万円を計上しております。

なお、この専決処分につきましては、令和2年11月2日付で専決させていただきました。

次に、承認第21号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分についてのご説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,783万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、15ページから16ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

款1総務費、目2施設管理費の工事請負費143万円は、感染症対策検査体制を強化するため、施設整備工事費をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、19ページをお願いいたします。

上段の款3繰入金、目1一般会計繰入金43万円、下段の款6国庫支出金、目1医療機関・薬局等における感染症拡大防止等支援事業補助金100万円を計上してございます。

なお、この専決処分につきましても、令和2年11月2日付でさせていただきました。

以上、承認第20号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認

について及び承認第21号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 承認第20号から承認第21号の2件について、1件ごとに審議を行います。

質疑、討論を行い、採決します。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

承認第20号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

上田議員。

○2番（上田 誠君） それでは、質問させていただきます。

先般の全協でもちょっと詳細をご説明いただきましたが、今回のこの内容を見ますと、御陵幼稚園が遊戯室、廊下、乳幼児という形で430本ということは、大きな補修になってます。これは先般の地震で東幼稚園の天井が破損し落ちかけたということで一斉点検していただいて、それについて専決して工事をするということに関しては何ら私は反対するものでもないし、ぜひやってほしかったということではよかったなというふうに思ってます。

ただ、こういう大きな工事のときに、前も全協でも言いましたが、県の、要は管理公社等が、やはりその検査に対して、またはいろんな工事に対して管理監督を行っているというふうな建設状況じゃなかったかと思います。それは当初の基準から見ると少なかったということであれば、これはただ単に補修するだけじゃなくて、今後の検査体制も含め、また県の公社に対しても何らかの、やはり意思表示なり、または改善も含めて提示するべきじゃないかというふうに思います。だからそういうことに関してどうなのかというのが1点。

もう1点は、12月補正でそれぞれの点検をするために点検口を設けて再度、10か園について点検をするということになってます。それもよかったと思うんですが、そこも含めて、例えばこの御陵幼稚園、あとの点検できなかったところについては点検口をつけてやるんだろうと思うんですが、そこら辺りの今後の、これから行くと、まだ点検し終わってないところについてはまた補正を組まない

かんというふうな形になるんじゃないかと思うんですが、そこら辺りの今後の見解もぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 今回の御陵幼稚園と志比南幼稚園の補修にしましては、先ほど全協のほうでもご説明いたしました、総務課の一級建築士とうちの職員が今ある点検口を目視で見まして点検し、今の新しい基準におきましてはやっぱり不足しているという形で今回新たにつり金具を、新しい基準に基づきまして園児の安全性を図るためにつり金具を追加する工事でございます。管理につきましては、総務課も踏まえまして、今後どういった形で、検査体制、管理のほうは一括でまた協議をさせていただきたいと思います。

残りの10か園の調査につきましても、今回、12月補正のほうで点検をさせていただきます。点検口がなかったところ、新しく点検口を追加しまして、より細かく調査をしまして、緊急に工事が必要なところも調査を見ながら今後補正なりで対応していく感じでございますが、その点も含めまして、総務課などの管理体制も再度チェックをしながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） すみません、1点だけ。

先ほど議員のご質問の中に公社という話が出てきましたけれども、一般的に大規模改修ですとか大規模なそういう建築物、建築関係の建物の新築につきましては公社のほうに管理委託をお願いする場合もございますが、御陵幼稚園がその公社に管理を委託しているかどうかということは確認はしておりませんので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 上田議員。

○2番（上田 誠君） ぜひそこら辺りは確認いただきたいと思いますが、県の管理公社だけでなしに、ある面では建築をやったところの検査体制、また管理体制もありますので。

それと、ある面ではここら辺りに瑕疵期間があるのかどうかということもまたお調べいただきたいと思いますが、今後の検査体制も含めて、先ほどの町長の中のほうの説明がありましたように、行政としても一級建築士、専門家を入れて今後のいろんな体制を組んでいるということ、それも含めて、ぜひ今後のそういうふうなところはお願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） 先日の春江震源地のいわゆる地震によって、東幼稚園の天井の崩落。これに基づいて、町内にある保育園のつり天井なんかの点検を進め、それに早急に対応するということについては、何ら異論はないです。ただ、ここで、今心配なんですけど、補正予算を持って工事をするということですが、できたら、こういうときには管理監督業者はどこかというのも一緒に、施工業者もどこかというのもやっぱり示してもらうのが本来の筋でないかなって思いますし。

あと、先ほどの全員協議会での報告では、当時の基準のつり金具の設置状況にも達してないという報告やったと思うんですね。今の新しい基準という今の答弁ではなかったように思うので、もしそういうことであれば、それはやっぱり状況を調査してその管理監督したところへ報告すると。

あと、全園の調査もやるわけですから、どこが監督して、かなり古いやつはどうなっていくのかはちょっと私も分かりませんが、どこがやっぱり施工したのかをやっぱりきちっと示す必要があると思うんですね。特に御陵幼稚園は結構新しいですから、ここで問題があったということになればその状況を、もし県の公社であれば公社ですし、管理監督したところに対して報告を出して、報告書を示して、それに対する回答もきちっともらうということをやらないと、行政の責任を果たすということにならないのではないかと。

もし、こんなこと言っただけでは何ですが、地震なんかで倒壊したいろんな鉄筋コンクリートなんかの施設を見ると、その崩壊したときの断面のところに空き缶があったりくずが入ってあったり、つい先般も、たしか学校かどっかでそういう問題が話題になったと思うんですね。そのことを考えるとこういうことを、やっぱり見えないところをどうするかということも含めてきちっと工事してもらうわけですから、そういうのも一つの教訓に、もしその当時の基準にも達してないつり金具の状況であったとしたら、これを機にやっぱりきちっと行政としての姿勢を併せて示す必要があると思うんですね。そこをちょっと明確に回答してほしいと思います。

○議長（奥野正司君） 副町長。

○副町長（山口 真君） お答えします。

当時の基準のこともありますし、それから今おっしゃったような当時の施工業者あるいは管理業者、そういったことも調べてまたご報告をさせていただきたいと思えます。

また、補正予算で出しましたほかの園のことにつきましても、今から調査いたしますので、しっかりと調査をし対応をしてまいりたいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） それでいいんですけど、もし当時の基準にも達してないという状況があるとしたら、行政はもっと怒らなあかんですね。怒らな。だからそういうのを全身で発するぐらいのことを、やっぱり業者にもきちっと指摘し、それに回答をもらうということをやっていないと、こういうなのは、やっぱり見えないところの工事については、その、どう言ったらいいかな、繰り返し繰り返し歴史があるわけですから、この町はどういう姿勢を示すんだということをね、ここでやっぱりぜひ示すことをやってほしいと思うんですね。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この報告を受けたときには、本当にしっかりと、しっかりとといいますか、怒りました。

今、担当課には、当時のどういった業者さんがどういったいきさつでこういうふうになったのか、もちろん施工された方、また当時の検査体制、こういったことをしっかりと検証して次に生かすようにという指示をしてありますので、またいろいろな報告が上がってきて、また議会のほうにもしっかりと報告をさせていただきますので、またしっかりと厳格に対応していきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

川崎議員。

○10番（川崎直文君） 同じくりフレッシュ工事の件なんですけれども、今回この補正の理由の文書を見てもと、つり金具本数が安全基準に満たない場所があるということですね。先ほどからの行政の皆さんのお言葉の中に繰り返し出てきますけれども、新しい安全基準って、具体的にいつの安全基準なのかというところをちょっと報告していただきたいと思います。

それと、この安全基準は単なる本数だけではなくして、つり天井全体の状況を確認して基準と照らし合わせてやりなさいよ、つり金具の本数だけじゃなくして設置してあるつり金具がどういう状況なのか。先日地震があったわけですから、その影響でどう変形したのか。また、それから劣化というところもあるんですよ。そういったところを含めた点検を行ったのかどうか。補正で出ておりますほかの園の安全点検もあろうかと思っています。そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 検査につきましては、令和元年に改定されておりますその基準に基づきまして、今回、御陵幼稚園、志比南幼稚園を検査させていただきました。

つり金具もそうなんですけど、つってる金具が大事だということが分かりまして、その金具が一応大事だということで、今回その金具につきましても、新たな新しい基準に基づいた金具で工事をさせていただいております。もちろん12月補正のほかの園につきましても、この令和元年に改定されました新しい基準に基づきまして調査をさせていただきます。

また、コンクリートの強度につきましては、今回、打音というか、たたきながらやった調査でございます。それで、そこでも今の一級建築士は、やっぱりここはちょっと弱いなという形でありましたので、御陵幼稚園、南幼稚園につきましては早急に対応をさせていただきたいと思っております。

残りの園につきましては、もちろんより細かく調査を、今の基準に基づきました調査を、点検口を増やしてより細かく調査をして今後の対応に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

酒井和美さん。

○11番（酒井和美君） すみません。ちょっと町立診療所のほうで確認だけさせていただきますんですけども、カーポートの……。それ一緒かなと思ったんですけど。

○5番（滝波登喜男君） 別やろう。

○9番（長岡千恵子君） 1件ずつです。

○11番（酒井和美君） 1件ずつ。はい、失礼しました。

○議長（奥野正司君） 幼稚園の改修のことで、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第20号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、承認第21号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

酒井和美議員。

○11番(酒井和美君) 恐れ入ります。

カーポート設置の進捗状況をお教えいただきたいんですけども、これはカーポート設置とともに検査体制が整うということで考えさせていただいてよろしいのかということと。

あと、町内の検査体制ですね。11月1日から一応かかりつけ医を順次、必要に応じて検査するというようなことであつたとは思んですけども、それは体制としてはもう整ってきているのかも併せて教えてください。

○議長(奥野正司君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) 検査体制については、準備は整っております。検査キットも届いておりますし、体制としては現状の医療スタッフでやるということでございます。

カーポートにつきましては、現在発注しております、今月いっぱいでは何とか完成の見込みがあるということです。実際、感染のおそれがあるということで、屋外での検体採取ということで安全を図ることからこのような手法を取っておりますし、加えて、診療時間も検体採取の時間については時間帯を決めて取り組むということでございます。

一つ申し上げておきたいのが、インフルエンザの同時流行も懸念されるということで、県内においては検査体制の拡充ということで、9月の末に説明会を開催して、県の医師会と契約した形での検査体制、かかりつけ医も検査を行ってくださいという体制づくりを目指しております。

公立の診療所として当然の使命感を持って体制を整える、手を挙げるという形で現在進めているわけですけども、県内の医療機関、200機関近い医療機関

が恐らく取り組むわけですがけれども、どこもこれは公表されているものではございません。医療スタッフの使命感と感染に対する不安というもののせめぎ合いもあると思いますし、こういった配慮から公表されていないという取扱いになっていると思われまふ。公立ですから、こういった形で町立診療所で取り組むんだということが公になってしまいますけれども、決してスタッフの不安とかというものを忘れていたものではございません。在宅の患者さんに対する不安というのは非常に恐れております。そういった状況も理解していただいて、対応をお願いしたいということでございます。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） これは町立診療所のいわゆる検査体制を整えるためにということで、カーポートの設置に、国からの補助金も合わせて町から支出することになるんですが、いわゆるかかりつけ医でも検査できるようにということで整えていくとしたら、その他医院への町のいろんな支援とかいうことはどうなっているんでしょう。どうしていくのかというのは、みんな不安の一つの大きな原因になってますから。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まずかかりつけ医、皆さんがかかっている病院があると思います。もし発熱された場合は、そのかかりつけ医に電話をしていただきますと、そのかかりつけ医から町内のどここの病院でPCR検査をやっていますので行ってくださいというふうなことを教えてもらえます。また、連絡してから行ってもらえるというふうな体制していただければいいなと思いますので、まずは発熱したら電話から。この件につきましては、またしっかりと広報とか住民の皆さんにももう既にお知らせをしておりますし、また引き続きやっていきたいなと思います。

それと、今、拡大が心配されております。こういった中で、福祉課のほうも新たに、そこで従事している皆さんを支えることができないか、町内の医療機関、福祉施設等、またこれお示しをしますが、そういったところで働いている皆さんの不安を支援することができないかということで支援制度を今考えております。これについては、またまとまり次第、皆様にいろいろなご意見を賜ればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） 先般、社会福祉協議会へ教育民生常任委員会が訪問しまして

懇談しました。いろんなお話の中で一つだけあったのは、いわゆる介護のために訪問する、それが一番怖い、不安やと。だから介護士さんたちは、独り暮らしとか老老家庭とかいうところの状況がなかなかつかめていないので不安な点があると。

そのことを考えると、定期的にそういう人たち、この訪問診療所の検査体制を整えるということで、町独自でも、国と相談してでもいい、そういうところへ支援をする、定期的に検査をして安全かどうかを訪問する側も確認するという、そんなことの計画というのはこれで整ったりするのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢者対策として、当然に単身世帯、老老世帯等の安全確保という点では在宅福祉事業の中で確保しているということを思っております。その対象の方が全て訪問診療の対象になるのかというと、ここはちょっと観点がずれてるというか、違ってくると思います。

医療機関に通えない、そういった方の対応、また入院病床等の確保という観点から在宅医療を進めています。また、最後は住み慣れたご自宅でおみとりをするという点も非常に重要なことだということも念頭にあっての対応です。ここに関わる従業員というか従事者に感染のおそれがないようにという点は当然の観点でございますし、常日頃から感染の対策は取って行動している、生活しているということに間違いはないと思っております。

ただ、状況としては、いつどこで感染するか分からないということから、何といたしますか、非常に恐れないというか、正しく恐れるという点で生活していければなということを思っております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） これからはやっぱり、今、第3の波とか言われてますけれども、感染の拡大がちょっと、多いところでは止まらない状況が続いています。高齢者はやっぱり不安ですよ。いろんな訪問介護を受けたりする人たちも含めて高齢者は多いですから、不安です。

今、やっぱり行政として考えなあかんのは、こういうところで町内にもそれなりの体制でPCR検査なんかができるような体制を取っていかうということなら、それをやっぱり逆に生かして、町の介護やそういうことに従事している人たちの安全確保というか、より訪問される方なんかについて安心できるような、デ

イサービスを利用される方たちも安心できるような体制を取ろうと思えば、やっぱりそういう人たち、介護職に従事している人たちも何ともないよ、健康だよということをアピールすることが今大事な時期に来てるのではないかな、それを学校の先生なんかにもやっていこうということで、全国の自治体ではそういうところへ踏み出しているところもあると思うんですね。

それはこういうのを機会にそういうところでもやっぱり行政が役割を發揮していくことは、これは自治体の取組としては非常に大事なんではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 安全確保という点では確におっしゃるとおりだと思いますけれども、PCR検査の件数を増やしたところでという言い方が適切かどうか分かりませんが、検査の性格からその時点での判断しかできない。検査当日は陰性でしたけど翌日は陽性になるおそれもありますから、ここを充実させていくという点は、未来に向かっての安全確保なのか、現時点での安全確保なのかという点だけご認識いただきたいと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 上田議員。

○2番（上田 誠君） 今ほど答弁の中に、町長の答弁もあったんですが、町民の方が一番不安なのはインフルエンザと今の第3波の関係ですね。今までですと発熱外来があつて、発熱をすればそれなりに連絡して通った。これが今後は、風邪なのかコロナなのか分からないということで、その住民の方々、特にお年寄りも含めてどういう対応というんか、どういう手順でそういうものを行った方がいいのか。ただぱつとかかりつけ医が行ってしまうんか、そこら辺りが結構不安だと思うんですね。

だから、ある面では行政のほうで、できるかできんかはちょっと検討が必要かと思うんですが、例えば、こうなつたときにはまずはかかりつけ医に電話をする、そういう手順をね、やはりきちつと住民の方々に。今まで町が、広報でないけれども、コロナの対策のいろんな、密も含めてこうしたほうがいいですよというふうな案内を出してますね。それについて、今こういうインフルエンザと両方が蔓延する になるような時期においては、やはりそういう不安があるので、行政がそこら辺りの、チラシじゃないけれども、こういう場合はこうしてほしい、こういう場合はこうしてこうしたほうがいいんじゃないかというふうな、ある面

では広報も必要じゃないかと思うんですが、そこら辺りが行政の責任も含めてどうなのかというところもあるんですけど、そこら辺りはどうなのか。また、県はこういうふうな指示をしてるのか。そこら辺りもちょっと分かったらお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 新型コロナウイルス感染症拡大という観点は今年から出てきましたが、これまでもかかりつけ医を持ちましょうということは常々住民の方には申し上げてきたつもりでおります。特に今変わったのかという点は感染症が出てきたという点で、感染症自体も以前からあったわけです。特に今改めてやらなければならないということは念頭には当然ありますけれども、体制が変わったかという、そうではないと。これまでもかかりつけ医を持ちましょうというご案内はずっとしてきたつもりでおります。

在宅医療に絡んでもそういう形で行きましょう、高度急性期とかかりつけ医のすみ分けはちゃんとやっていきましょう、適切な受診体制を設けましょうということは、常々申し上げてまいりました。今回はインフルとコロナ両方は分かりませんので、発熱の場合には必ず電話をしてから受診してください。これは広報等でも申し上げておりますし、県の広報なんかでも必ず出ていると思います。かかりつけ医のほうでも検査ができるようになったと、公表はされておられませんけれども、検査を受ける機会は確実に増えたということになろうかと思えます。必ず電話をして、予約をして、症状をお伝えして、検査を受けるという流れだけは、各自が肝に銘じておいていただきたいということを思っています。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第21号、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第55号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第55号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第55号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、一般職及び特別職の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課よりご説明申し上げます。

改正条例につきましては4条立てになっておりまして、第1条から第2条は一般職の給与に関する条例、第3条から第4条は特別職の給与に関する条例の改正となっております。

議案書の21ページから22ページをお願いいたします。

改正条例の第1条でございますが、一般職の期末手当を改正するものでございます。期末手当につきまして、年間支給を0.05月分引き下げ、12月支給割合を「100分の130」から「100分の125」に引き下げるものでございます。以上の改正につきましては、12月支給分より適用するものでございます。

次に、改正条例の第2条でございます。これは令和3年度以降の期末手当支給割合を改正するものでございます。令和2年度は、6月期支給割合を100分の130、12月期を100分の125、年間を100分の255としましたが、令和3年度以降は、6月期と12月期支給割合をそれぞれ均等にするためにそれ

ぞれの支給割合を「100分の127.5」に改めるものでございます。この改正につきましては、令和3年4月1日からの適用となります。

続きまして、改正条例の第3条でございます。これにつきましては特別職の条例の改正となっております。人事院勧告による一般職の給与改定に伴いまして、特別職の国家公務員の給与改定がございました。それに伴い、町長等の期末手当についても引下げ改定を行うものでございます。期末手当につきまして、年間支給を0.05月分引き下げて、12月支給の割合を「100分の155」から「100分の150」に引き下げるものでございます。これにつきましては、12月支給より適用するものでございます。

改正条例の第4条でございます。第3条によって12月の支給を100分の5引き下げましたが、令和3年度以降につきましては6月期と12月期で平準化するというので、それぞれ支給割合を「100分の152.5」に改めるものでございます。この改正につきましては、令和3年4月1日から適用となります。

今回の改定によりまして、期末手当の減額分につきましては約400万円を見込んでおります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 第2条ですけれども、今の説明では1年間の一時金の割合を夏と冬均等にするためということですが、結局この0.05%の減額というのは恒久化してしまうということで捉えていいんですか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今回、10月の人事院勧告に伴いまして、それで改定をするということでございますので。人事院勧告は毎年、国のほうで4月の民間の給料を基に改定を行っておりますので、今回は0.05月分の引下げということで、月例給については差がないということで据置きという勧告を受けての処置と

ということで、恒久化するというのではなくて、今回、人事院勧告を受けてということでご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） でも、内容を見てみますと、令和3年度以降が、6月に1.275、12月に1.275ということは、0.05下がったことが今年度だけではなしに次年度以降も続いていくということになるわけですね。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 第1条で0.05引き下げる、これを12月の期末で引き下げるというのを、条例のほうでは、国の人事院勧告では、それを来年度以降は均等に平準化しなさいということの指導の下、こういう条例の改正をさせていただいたということですので、来年の人事院勧告の状況がどうなるかわかりませんが、来年度の人事院勧告によってまた条例の改正等については発生する可能性がございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 毎年この季節になりますと、人事院勧告から民間の基準に合わせて出てまいります。これまではどちらかというと数年上げてまいりましたが、いろいろな社会情勢、また民間のことを考えた中での今回のこの削減案ということで、これまでも人事院勧告から出てきた案件については、一般職につきましてはしっかりと対応をしてきておりますので、引き続きまた来年も再来年もそういった形で対応することになると思います。

○議長（奥野正司君） 金元議員。

○4番（金元直栄君） もう1回聞きますけど、いわゆる月額給与についての引下げではないんですね。一時金の引下げですね。これまで、こういう形で一時金の引下げが次年度以降も続くということはあったんですか。僕は初めてのよう思うんですけど。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） あくまでも今回、12月に0.05か月分、いわゆる1年分を12月に、偏ったといいますか、まとめた形になりますので、この人事院勧告による改正を来年度以降はそれぞれ6月、12月期と平準化しなさいということで、それぞれ0.025ですか、ずつに分けたということですので、これが固定するとかということではなくて、来年度以降の対応について条例で支給割合を決めたということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

金元議員。

○4番（金元直栄君） 人事院勧告がこれまで数多く出されましたけれども、年間のいろんな調整をするということはありませんでした。引下げのこともあったんですが、確かに一時金の報酬の引下げについて、それを次年度以降に恒常的にやっていくかのような方向での改定が含まれているとしたら、そこは認めるわけにはいかない。

公務員の給与というのは、地域のやっぱりいろんな企業に反映するものです。今日び、一般企業は本当に景気のいいときにはどんどんどんどん上がりました。確かにコロナで今大変な状況にあることはよく分かっています。しかし、これが恒常的になっていくかどうかということについては、人事院勧告というのは1年ごとの判断ですから、そこは安易に次年度に引き続く状況にする。月額報酬の改定というなら別なんですよ。そういう内容であるので、私は、こういう次年度

以降に一時金の支給額まで影響するような改定だとしたら、それは反対です。

○議長（奥野正司君） ただいまの原案に反対の発言に対しまして、次に、原案に賛成者の発言を許します。

江守議員。

○7番（江守 勲君） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

先ほど来、理事者のほうからご説明がありましたとおり、これは人事院勧告に従った法改正でありまして、来年からこれが平準化するといった内容の勧告を受けているといったことの条例改正でございます。

これが来年度以降も続くのかといったことに関しましては、また来年度の人事院勧告でそういった結果が示されることになると思います。ですからこれがずっと続くといった趣旨の改正ではないということで、私は賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第55号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第56号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第56号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第56号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

公共施設敷地内における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするもの

であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課よりご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

事故の概要でございますが、事故発生日は令和2年10月28日でございます。

事故の発生場所、永平寺町谷口第1号70番地、志比小学校敷地内でございます。

発生の状況でございますが、志比小学校教諭が体育館東側の敷地内道路を通過した際に舗装補修箇所のコンクリート版が跳ね上がり、車体の底部を破損したものでございます。

事故の種別は物損事故でございます。損害賠償の額が39万6,524円で、全額、全国町村会総合賠償補償保険により対応いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

酒井議員。

○12番（酒井秀和君） 質問させていただきます。

先ほど全協でも説明をいただいたんですけども、前回、部分補修については学校側で対応していただいたということなんですけど、これがいつ対応していただいたものかというところを教えてくださいなと思います。補修する場合なんですけれども、部分補修なのか全面補修なのかどちらが好ましいかということも含めて、その地域性とか土地の状況、環境などによってやっぱり変わってくるものなのではないかなというふうに素人ながらに思います。

あと、これが一番なんですけれども、事故が発生する前に点検を定期的にするとか補修をするということは不可能なんですかね。どうしてもやっぱり道路で事故が起きてから、以前もありましたけれども、その後補修するというふうな傾向にありますので、その流れ自体を変えられるような仕組みというのをつくれないうものかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 発生、その補修した、対応した時期でございますが、実際にいつ対応したかという年月日については正直把握しておりませんが、現状から見ますと1年以上は経過しているというふうに考えております。

あと、部分補修か全面補修かということにつきましては、その補修する箇所の状況にもよりますが、陥没箇所が付近に点在していれば部分的な補修になりますし、舗装全体が陥没等含めてその前後全体的に亀甲になっていて非常に舗装が破損している、傷んでいるという状況であれば全面舗装になりますし、その状況によるかと思えます。

あと、事故発生する前の点検につきましては、建設課あるいはいろんな関係する機関等々とも連携しながら、発生箇所、そういった陥没箇所をいち早く見つけるべく努力はしておりますが、この事案につきましては、志比小学校のコンクリートの版で蓋というか補修がされている状況で、それが多分、長年の経過の中でがたつきが生まれていて、今回、偶然にもそのコンクリート版を踏んだときに跳ね上がったという状況でございますので、そこが既に穴が空いていてかなりの深みがあるという状況であれば当然、毎日先生方は通ってらっしゃいますので事前に補修はできたと思えますけれども、今回の場合にはなかなかそれが発見できなかったということで、こういう事故につながったということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 補修の時期ですけれども、学校に確認した結果、平成30年秋頃であったと、2年ほど前になるということでした。

今後の点検につきましてですけれども、本年度から、当然学校としては通常点検しておりますけれども、学校教育課と生涯学習課も一緒に教育部局関係の施設回りというものを始めましたので、ちょっと今回のこの件は、先ほど総務課長も申しましたように、見つけにくい案件だったかも分かりませんが、それも含めまして今後も定期的に我々の目でも点検をしていきたいというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この点検につきましては、いろいろな公共施設でグレーチングが跳ねたりいろいろあります。

今年から、建設課、農林課中心に自転車で全町を回って、こちらからも地元の

人たちにここを修繕しますよという提案もさせていただいておりますし、また地元からもいただいて共有を図っていくということを今捉えております。

今年もその流れの中で教育委員会も点検をしていたわけなんです、やはり今回、こういったところを見落としていたと言われても仕方ないかなと思いますので、もう一度、学校からの要望、併せて私たちがしっかりとチェックをして学校に伝えて、一緒に対処していく、こういった仕組みをもう一度改めて、この所管課だけじゃなしに、施設を持っている課みんながそういう認識でしていきたいと思いますので、またこれからもご指導、ご指摘を賜ればと思います。よろしくお願い致します。

○議長（奥野正司君） 酒井秀和議員。

○12番（酒井秀和君） 1点だけ。すみません。

補修が2年前ということなので、今補修された後ってまた2年後にそういう状況になる可能性があるということですので、それを部分補修でそういうふうにしたほうがいいのか、また全面補修にしたほうが長もちするのかということも、また検討を含めてよろしくお願い致します。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時08分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件につきましては、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第56号、損害賠償の額を定めることについての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたことを心より厚くお礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、令和2年第6回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

町長、お願いします。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました専決処分の承認及び議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

これから降雪時期を迎えます。気象庁が発表した向こう3か月の長期予報では、北陸地方の降雪量はほぼ平年並みと予想されておりますが、ラニーニャ現象が平成30年豪雪時と同じように発生しているとニュース等でも流れております。

今年度は、コロナ禍の中でもあるため、区長の皆様と除雪に関する意見交換会

は開催できませんでしたが、今月の26日には委託業者を対象に、30日には職員を対象とした除雪会議を開催し、準備を整えてまいります。

除雪体制につきましては、今年度、除雪車を1台増強しての体制の強化を図っております。さらに、国県道を管轄する福井県とも緊密に連携を図りながら町管理道路の効率的で適切な除雪を行い、安全で安心な道路交通の確保に万全を期してまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時12分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員